

7月は同和問題啓発強調月間です

同和問題のことを正しく知ろう
正しく知り、問題と向き合うことで
解決に向けて自分にできることを
想像してみませんか？

▷問い合わせ 社会教育係 (☎223-3546)

同和問題啓発強調月間とは

福岡県では、同和問題の早期解決を目指して、昭和56(1981)年から7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、県下一斉に差別をなくすための取り組みを行っています。芦屋町でも、一人一人の人権が大切にされる明るい社会を築くために、7月にさまざまな啓発活動に取り組んでいます。

同和問題(部落差別)を知っていますか

同和問題とは、江戸時代の身分制度や人々の意識の中につくられた歴史的・社会的な差別が、今なお、さまざまな形で残っている重大な社会問題であり、ほかの国には存在しない、日本特有の人権問題です。

かつて、日本国民の一部の人たちが作法的に住む場所や仕事、結婚など日常生活で厳しい制限を受け、差別されていました。

この人々が住まわされていた場所が同和地区や被差別

別部落などと呼ばれ、そこで生活する人への差別や偏見などを同和問題や部落差別と言います。

私たちは誰もが生まれる場所を選ぶことはできません。つまり、同和問題とは、本人には何の原因も責任もないことで不平等や不利益を強いられ、自由と平等が侵害される不合理な人権問題です。

同和問題(部落差別)の現状

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)の第1条では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていること」、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であること」、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」が示されています。

令和2(2020)年6月に法務省が公表した「部落差別の実態に係る調査結

果報告書」の、部落差別に関する意識調査では、「部落差別はいまだにある」の割合が73・4%、「部落差別はもはや存在しない」の割合が24・2%となっています。年齢別では、18歳から40歳代までは、「部落差別はいまだにある」の割合は約8割と高い傾向にあり、一方で、70歳以上で「部落差別はもはや存在しない」の割合が約4割と高い傾向にあります。

また、「インターネット上での人権侵害事例を見たことがあるのか」については、「個人を名指ししない、集団に対する悪口」45・2%、「旧同和地区名の公表」41・4%、「個人を名指した悪口」27・4%、「差別の呼びかけ」19・6%と回答されています。

インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をおおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性があります。

芦屋町人権・同和教育研究協議会
 ▷問い合わせ 社会教育係
 (☎223・3546)



住みやすい地域にするために

私たちが暮らす社会には、身体が不自由だったり、知的な障がいがあったり、精神的にも不安定であったりと、生活していくうえで何らかの障がいのある人々がいます。それは生まれつきであったり、事故や病気によるものだったり、原因は人それぞれです。

世の中には、社会の役に立っているか、社会のペース（一定の速さ）に合わせられるかという尺度で人を見る風潮があり、そのために、障がいのある人が社会参加を阻害されたり、偏見の目で見られたりすることがあります。

「障がい」とは、人が社会生活を営むうえで出会う「困ったこと」であり、人々が互いに配慮することで解決できるものも多くあります。今日では、バリアフリーという



言葉もなじみ深くなりました。バリアフリーとは、「障がい」というものが障がい者自身にあるのではなく、私たちが暮らしている社会の中にあるもので、生活の妨げとなっているもの（バリア）をなくして生活しやすい環境を作っていくとすることです。例を挙げると、段差の解消や障がいの有無にかかわらず便利に使える製品の普及などがあります。

また、人々の心の中にも、手助けをしたいと思ってもなかなか声をかけられない、自分には関係ない、関心がないという「心のバリア」があり、障がいのある人との交流を妨げています。

最近では、バリアフリー化の普及に伴い、初めからバリアを作らないという取り組みも行われています。これは、障がいのある人にとって住みよいまちは、全ての人にとっても住みよいまちであるという考え（ユニバーサルデザイン）があつてのことです。

全ての人にとって、住みやすい地域にするために、一人一人がバリアを取り除いて行きましよう。

同和問題の解決を目指して

同和問題の解決に必要なことは、無関心ではなく、正しい理解と差別を決して許さないという気持ちです。無関心はさらなる差別を助長してしまうのです。実際に同和問題に無関心であったり、よく知らなかったりすると、偏見や差別を目にした時に気付くことができなくなります。正しい理解と認識を持つことが重

要です。

同和問題は誰かの問題ではありません。私たち一人一人の問題であり、解決しなければならぬ問題です。この機会に、家庭や地域、職場などで同和問題のことを考えてみませんか。

同和問題啓発強調月間のお知らせ

■芦屋町人権講演会

▽とき 7月4日(金)・午後

6時30分～8時

▽ところ あしや夢リアホール

▽テーマ 障がい者の人権
 ※詳しくは、広報あしや今号に折りこんでいるチラシを見てください。

■人権パネル展示

▽とき 7月1日(火)～31日(木)

▽ところ 役場1階ロビー

■街頭啓発

▽とき 6月27日(金)・午後

4時30分から(予定)

▽ところ 正門通り商店街など

■福岡県人権講演会

▽とき 7月19日(土)・午後

1時30分から

▽ところ クローバープラザ(春日市原町)

▽内容 【演題】差別の現実
 実に深く学ぶ世代と地域を超えて

【講師】前田 隆夫さん

(西日本新聞社論説委員)